

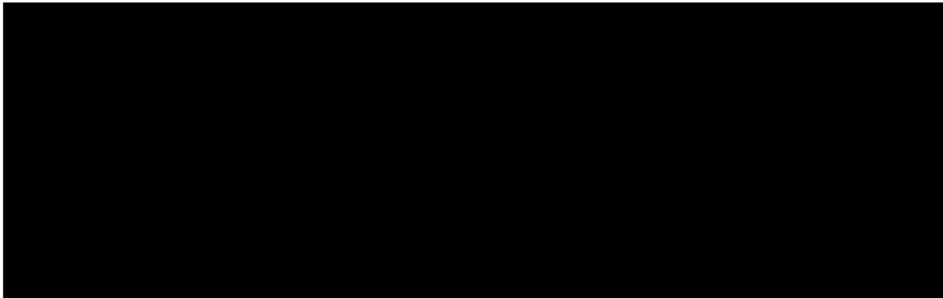


申請枠区分

活動支援枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2024 年	1	回



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記 4 に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について
申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について
公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし
規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）
情報公開について確認しました
(5)役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意について
同意を得ました
(6)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
兼職がないことを確認しました

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人オープンデータラボ

団体代表者 役職・氏名

代表理事 岩崎大樹

分類

法人番号	団体コード
3380005011852	

申請団体の住所

福島県福島市宮代一本木15番の2

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

4.コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
団体名	該当なし	該当なし	該当なし

4.事業情報の登録・事業関連書類の提出

事業名

地域の孤立・孤独に関する支援団体を、「支援白書づくり」を通じて支援する

事業の種類_第一階層

活動支援団体

事業の種類_第二階層

民間公益活動を実施する担い手

事業の種類_第三階層

支援の分野_文字列表示

事業実施（プロジェクト実施）,組織運営,広報・ファンドレイジング,社会インパクト評価

支援分野_活動支援団体

A.事業実施（プロジェクト実施） B.組織運営 C.広報・ファンドレイジング D.社会インパクト評価

休眠預金活用事業 事業計画書 【2024年度 活動支援団体】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「Ⅱ. 事業概要」までとします。

必須入力セル

申請時入力不要

任意入力セル

基本情報	
申請団体	
活動支援団体	
事業名（主）	
事業名（副）	
団体名	
支援対象区分	
支援内容分野1	
支援内容分野2	
支援内容分野3	
支援内容分野4	

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
○	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
○	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
○	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
－	③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
－	⑨ その他
○	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
－	④ 働くことが困難な人への支援
○	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
－	⑥女性の経済的自立への支援
－	⑨ その他
○	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
○	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
○	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
－	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_1.貧困をなくそう	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	対象地域で、フードバンク等の食糧支援の活動がニーズを的確に捉え、より効果的なアプローチができるようにする。
_2.飢餓をゼロに	2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	対象地域で、フードバンク等の食糧支援の活動がニーズを的確に捉え、より効果的なアプローチができるようにする。
_3.すべての人に健康と福祉を	3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。	対象地域で、薬物やアルコール依存症の人々およびその予備軍を支援する活動がニーズを的確に捉え、より効果的なアプローチができるようにする。
_10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	対象地域で、外国人、障害者や性的マイノリティー等の人々を支援する活動がニーズを的確に捉え、より効果的なアプローチができるようにする。
_17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	個々の団体では実施しづらい「地域の中で支援活動がどの程度届いているのか」を表す白書を、支援対象団体と一緒に作成し、あらゆる関係者と共有し、連携を促進する。

I .団体概要

(1)設立目的・理念	119/200字
「データの下に平等なマルチセクター協働を実現する」ビジョンを掲げ、「産官学民が保有するデータのオープン化と所在の見える化を推進し、ユーザーにとって利用しやすい、双方向性を有するコミュニケーション環境を構築する」ことをミッションにしている。	
(2)団体の主な活動	129/200字
特に、非営利セクターのインパクト拡大をテーマにNPOや非営利の業界団体に事業評価（社会的インパクト評価を含む）の伴走支援を行なっている。また、行政からSIB的手法による小規模なソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの立ち上げ支援等を受託し、伴走支援を行う。	

II .事業概要

契約締結日

採択後の契約時に用いる欄です。

実施時期	(開始)	2025/5/1	(終了)	2028/4/30	対象地域	福島県中通り地域
事業概要	支援対象団体は、広義で孤立・孤独に関する支援活動を行っている団体（以下「NPO等」）とする。 支援対象団体と共同で、対象地域のNPO等の活動がどのくらい地域のニーズに届いているかを調査分析し、支援の課題や効果向上策を提案する『地域と支援のつながり白書』（以下「白書」）を作成する。 白書を作成する過程と白書の利活用の場面で支援対象団体に「A事業実施」「B組織運営」「C広報・ファンドレイジング」「D社会的インパクト評価」に対応する支援を行う。 1年目は、支援対象団体の活動をヒアリングやアンケート調査やグループワークにより把握・分析し、他の団体の活動情報もできるかぎり収集した上で、どこで・誰に対し・どのくらいの・どんな方法で支援が行われているかを可視化する。また、行政や公の統計データから、どのようなニーズが・どこに・どの程度あるかを集計し、支援とニーズの開きや偏り、齟齬などを分析する。 2年目は、1年目にまとめた内容に、支援対象団体が支援とニーズの差を埋めるために目指すべき姿や具体的に事業や組織で実行すること、行政や地域への提言や協働のプログラム案等もまとめながら、白書を作成する。 3年目は、白書を基に、支援対象団体の事業と組織の改善計画をつくり実行すると共に、行政や地域・各種ステークホルダーに働きかけを行い支援活動の環境の改善を図る。また、その効果を社会的インパクト評価の手法で測り検証する。					
605/800字						

III.事業の背景・課題

(1)支援対象団体が抱える事業実施上、組織運営上の課題とその背景	172/1000字
孤立・孤独は多くの課題の背景に存在するが、多くの支援対象団体は、顕在化した課題を分類したテーマごとに活動してしている。 また、普段から自団体の活動地域の統計データ等をチェックしたり、自団体の活動を継続して利活用できるデータとして社会に還元することができていないので、ニーズと支援の最適化に課題を抱えるとともにその解消方法を見いだせないでいる。	
(2)課題に対する行政や中間支援団体等による既存の取組み状況	143/400字
支援分野によっては作成・公表されている統計データや白書があるが、全国や大きな地域単位で、自分たちの活動エリアの実態に合わない場合が多い。また、市町村や警察等の統計資料もあるが、断片的な公開が多く、支援者が理解しやすいように編集する必要があるが、その役割とコストを引き受けるところが無い。	
(3)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	138/400字
一つの中間支援的な役割を担う団体が、一度に複数の団体を支援するこのスキームは、一つの団体では役割とコストを引き受けにくい「ニーズと支援の実態把握と改善案の提示および地域への浸透」という作業を活動支援団体が担いながら個々の団体に変化をもたらすために活用できるスキームだと考える。	

IV.活動支援プログラムの内容

(1)支援対象団体の区分	②民間公益活動を実施する担い手育成	(2)支援対象団体数	10
(3)-1 支援対象団体の活動地域・分野・内容			88/400字
活動地域：福島県中通り			
分野：講義で人々の孤立・孤独に関する支援活動を行う団体			
内容：ひとり親支援、子どもの居場所支援、独居高齢者支援、各種依存症支援、性的マイノリティ支援など			
(3)-2 支援対象団体の組織形態・規模・組織の成長ステージ			161/400字
・常勤スタッフはいなくても、ボランティア参加者や協力者が多く、継続して（概ね5年以上）孤立・孤独に関する支援活動を行っている団体（ボランティアから抜け出すきっかけを探りながらも自団体だけでは難しい団体）			
・常勤スタッフはいるが、自由な財源の余裕がなく、よりニーズ把握や事業と組織の改善を行いたいがリソースがさけていない団体			

(4)活動支援プログラムによって支援を受けた団体が社会にもたらす変化/インパクト（中長期アウトカム）	99/200字
白書により、よりニーズに沿った事業を実施できるようになることで、地域のニーズと支援の差が縮まる。それが白書の作成と継続した発行で可視化され、地域に認知されることで、団体が活用できるリソースが増える。	

(5)-1 活動支援プログラムの目的（短期アウトカム発現によって事業期間中に達成される事業の中心的な事業目的）							45/100字		
活動支援プログラムの目的	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
白書づくりを通じて、支援対象団体の自己理解（ニーズに沿った事業と組織の改善）が進んでいる。		3年目の事業と組織の改善計画の進捗度		地域ニーズを基にした事業と組織の改善計画が無い状態				地域ニーズを基にした事業と組織の改善計画を実施して、支援のリーチと組織の変化を実感している。	

(5)-2 短期アウトカム（事業期間中に達成される目標）										
短期アウトカム	100字	指標	100字	モニタリング指標	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
活動支援団体が地域のニーズと支援の差を意識し、ニーズに沿った事業と組織の改善の計画を立て実行している。		3年目の事業と組織の改善計画の進捗度		－	地域ニーズを基にした事業と組織の改善計画が無い状態				地域ニーズを基にした事業と組織の改善計画	

(5)-3 アウトプット	100字	指標	100字	モニタリング指標	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
(活動の実施により生み出された結果)								
01 白書により、支援対象団体の支援と地域ニーズの差が把握でき、かつそれを埋めるためにすべきことが明らかになっている。		事業と組織改善計画の進捗度					団体内の合意がある計画が立てられている。	

(5)-4 活動（誰がどのような形態で何をするか）		200字	時期・期間
01-01 支援対象団体が行っている支援活動の可視化：ヒアリング、アンケート、グループワークにより、支援対象団体をはじめ地域の支援がどこで・誰に対し・どのくらいの・どんな方法で行われているかを可視化する。			1 年目
01-02 行政や公の統計データから、どのようなニーズが・どこに・どの程度あるかを集計し、支援とニーズの開きや偏り、齟齬などを分析する。			1 年目
01-03 支援対象団体が支援とニーズの差を埋めるために目指すべき姿や具体的に事業や組織で実行すること、行政や地域への提言や協働のプログラム案等もまとめながら、白書を作成する：支援対象団体とワーキンググループを形成して実施する。			2年目
01-04 白書を基に、支援対象団体の事業と組織の改善計画をつくり実行すると共に、行政や地域・各種ステークホルダーに働きかけを行い支援活動の環境の改善を図る。また、その効果を社会的インパクト評価の手法で測り検証する。			2年目後半～3 年目
01-05 白書を支援対象団体と共に地域に浸透させ、協力者や利活用できるリソースを増やすイベントを実施する。			3 年目

(5)-5 インプット	
人材	事業責任者 1 名、白書づくりおよびそのための支援対象団体とのコミュニケーション担当 2 名、支援対象団体の活動および統計等のデータ収集・分析担当 1 名、事業事務主担当 1 名、事務局補助 1 名
資機材、その他	データの集計・分析に使用しているICT機器とソフト

(6)-1 支援対象団体が抱える課題の把握・検証方法（組織診断方法等）	71/1000字
1 年目に、個別にヒアリングやアンケートを実施し、活動の実態把握をすると共に、グループワークにより活動の情報の共有についての理解を促進させる。	
(6)-2 支援対象団体が抱える課題に対する支援内容の組み立て方法（支援対象団体との関係構築や支援内容合意のプロセス等）	72/1000字
白書作成後に、グループワークと個別作業により、白書に表されるニーズと支援の差を埋めるための事業と組織の改善（課題の認知から）計画を立ててもらう。	

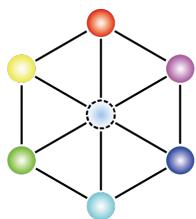
V.支援対象団体の募集/選定

(1) 募集方法や案件発掘の工夫	164/200字
福島県中通りのうち、県北地域では、事前評価アンケートの参加呼びかけをしてもらったども食堂を実施している団体から7～8団体に周知し、公募参加してもらう。 県中地域では、子ども政策づくりのための公民連携連携ワークショップ（2023～2024年度、計12回）でコーディネーターを担った団体から10団体程度に周知し、公募参加してもらう。	
(2) 休眠預金等活用事業に係る既存関係先との透明性確保	4/200字
200字	

VI.主な実績と実施体制

(1) 専門性・強み	112/400字
従事者には、地域で長年中間支援に従事している者、子ども若者支援分野で活動してきた者がおり、地域の子ども支援分野の現状と課題を把握している。また、社会的インパクト評価、参加型評価等の評価の実施と導入支援を行なっている者もいる。	
(2) 支援実績と成果	215/800字
（類似支援実績） 当団体で2019年度、2020年度、2022年度に郡山市から受託した、「こおりやま広域圏スモールスタート支援事業」では、小規模のSIB型SB・CBの伴走型支援を行い、合計80件ほどの伴走支援を行なった。支援先には子ども支援をテーマにした団体・個人も多い。支援先のほとんどが継続して活動を行う最低限の基盤を形成したが、スタッフや活動ベースで横のつながりや連携をつくるノウハウが無く、個々のインパクトは限定的である。	
(3) 支援ノウハウ	57/400字
コミュニティづくり 組織開発・人材育成 伴走型の評価導入 若者支援団体の立ち上げ支援と組織開発の具体的事例を有する	

(4) 実施体制			99/400字
事業責任者 岩崎 大樹 白書づくりおよびそのための支援対象団体とのコミュニケーション担当 [REDACTED]、岩崎 大樹 支援対象団体の活動および統計等のデータ収集・分析 長井英之 事業事務主担当 [REDACTED]			
(5) コンソーシアム利用有無	なし		



Open Data Lab.

休眠預金事業 事前評価

NPOのデータ活用状況調査・評価

2024年12月21日

長井英之

h.nagai@odl.or.jp

Confidential

一般社団法人オープンデータラボ

960-0116 福島県福島市宮代字一本木15-2

TEL/FAX:024-553-4013

Mobile:080-7012-8317

<https://odl.or.jp>

調査の目的

本調査は、福島県内で対人支援を行うNPOが、統計・白書・論文などの各種データをどのように活用し、またどのようなアウトプットを行っているか、その実態と課題を明らかにすることを目的としています。具体的には、事業において国・自治体や業界団体が提供するデータ、学術研究、SNS・メディアを含む多様な情報源をどの程度利用しているか、さらに情報発信や他団体との連携によって社会課題の認知拡大や支援体制の強化が図られているかを把握します。

また、データの活用に加え、自ら白書や報告書を作成し、アウトプットを行う状況についても調査・評価の目的とします。こうしたアウトプット活動は、NPOが自らの事業を振り返り、PDCAサイクルを構築することにつながり、結果的に事業成果の向上をもたらします。

本調査・評価ではこうした実施状況を詳細に把握するとともに、活動支援団体としてNPOが直面する課題に対してどのような支援を行うべきかを判断します。これを通じて、地域社会全体の課題解決力を向上に資する事業設計を行います。

調査・評価概要

調査対象

- 福島県内で対人支援を行うNPO（非営利組織・団体）
- 上記団体のなかで、特に地域住民への支援（子ども支援、若者支援、女性支援、障がい者支援、高齢者支援、外国人支援、経済的困窮者支援、東日本大震災・原発災害支援、地域コミュニティ支援など）を行っている団体
- 団体の事業規模（予算・スタッフ数・ボランティア数など）を問わず、また活動形態や設立時期、法人格の種類（公益法人、一般社団法人、任意団体など）を問わず広く対象とする

調査・評価実施体制とスケジュール

- 調査方法

インターネットと紙媒体調査票を利用した自己記入式、匿名調査

- スケジュール

計画期間：2024年11月20日（水）～12月9日（月）

調査期間：2024年12月10日（火）～12月19日（木）

評価期間：2024年12月20日（金）～12月23日（月）

- 実施体制

調査計画・実施：一般社団法人オープンデータラボ

調査結果分析・評価：一般社団法人オープンデータラボ

- 有効回答数

10団体以上を目標とする

評価表（ニーズ分析のみ）

		評価項目	評価小項目	評価基準		測定方法		
				判断方法	判断基準値	必要なデータ	情報源	データ収集方法
課題の分析 （ニーズ分析）	①	福島県内NPOにおけるデータ活用の有無や頻度	団体のデータ活用状況	アンケート調査を実施し、団体のデータ活用レベルをリッカート尺度（1～5）で評価。	高い: 平均値が3.5以上（時折活用している） 中程度: 平均値が2.5～3.4 低い: 平均値が2.4以下	団体ごとのデータ活用度（アンケート結果）。各団体の事業分野。データ活用の具体例	アンケート調査結果: 団体のデータ活用状況に関する直接的なデータ。	アンケート調査
			活用の頻度 活用するデータの種類	アンケート調査を実施し、データ活用シチュエーションを確認	定期的に活用しているか、事業計画を立てるときか、使っていないか判断	団体ごとのデータ活用度（アンケート結果）	アンケート調査結果: 団体のデータ活用状況に関する直接的なデータ。	アンケート調査
			データに基づく事業計画	「事業計画をたてる際に活用する情報源」に基づき、複数回答データを分析。	高評価: 国・民間の白書、オープンデータ活用 低評価: 上記を活用していない	団体ごとのデータソースに関するアンケート結果	団体が利用しているデータソースに関するデータ。	アンケート調査
			データを用いたアウトプット	団体の情報発信について調査	8つの選択肢を用意し、半数以上で高評価	発行物のリスト、アウトプットの頻度	アンケート調査結果	アンケート調査
	②	福島県内で対人支援を行うNPO	対象課題ごとのデータ活用状況把握	NPOが特定の課題に関して公的データをどの程度活用している	主要課題についてデータを定期的に活用し、成果物を発信している	団体のデータ活用頻度、団体が重視する課題テーマ、活動アウトプット	アンケート調査結果	アンケート調査
			対象課題ごとのデータ発信状況把握	団体が課題ごとにどの程度データを外部に発信しているか	定期的にデータを基にした報告書や提言書を作成、公表	団体のデータ発信活動の種類、データ発信に関する具体的な活動内容、発信に関連課題テーマ。	アンケート調査結果	アンケート調査

回答者属性

結果概要

- 有効回答数

11団体

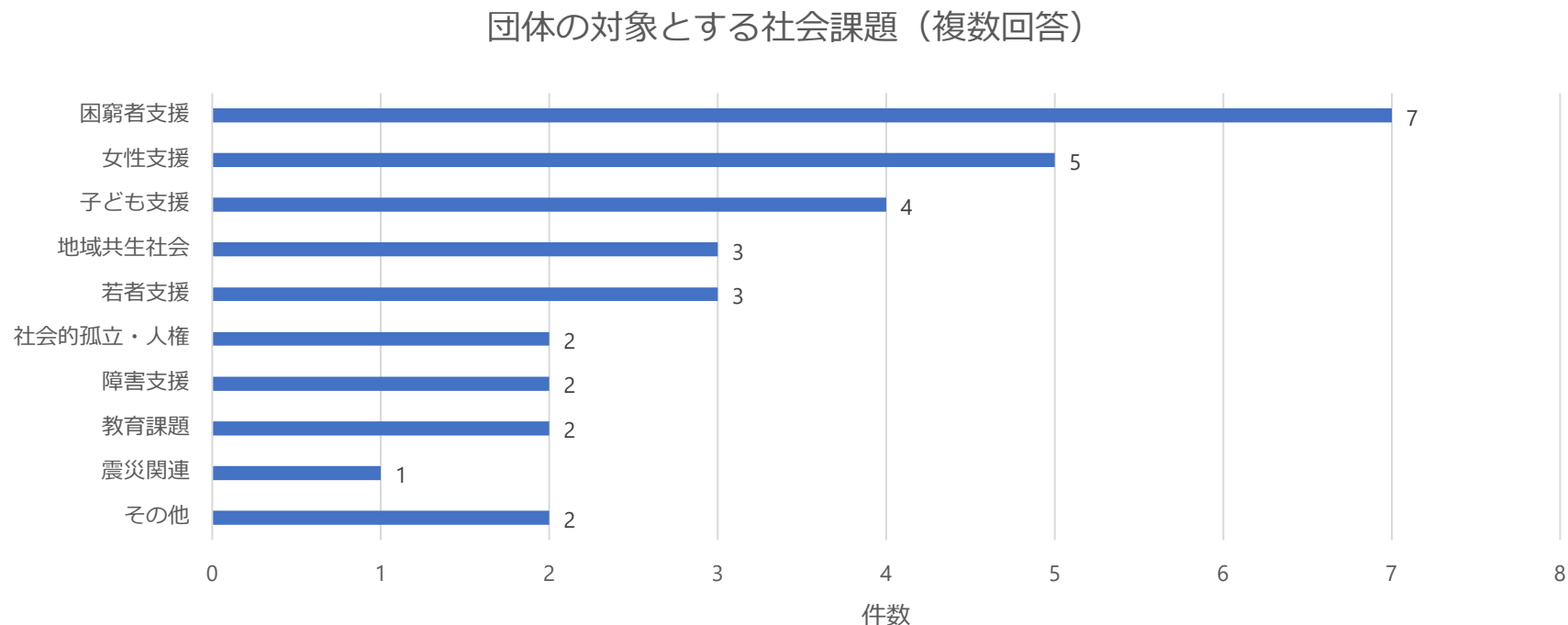
- 調査票

本報告書の調査票セクションを参照。

団体の対象とする社会課題

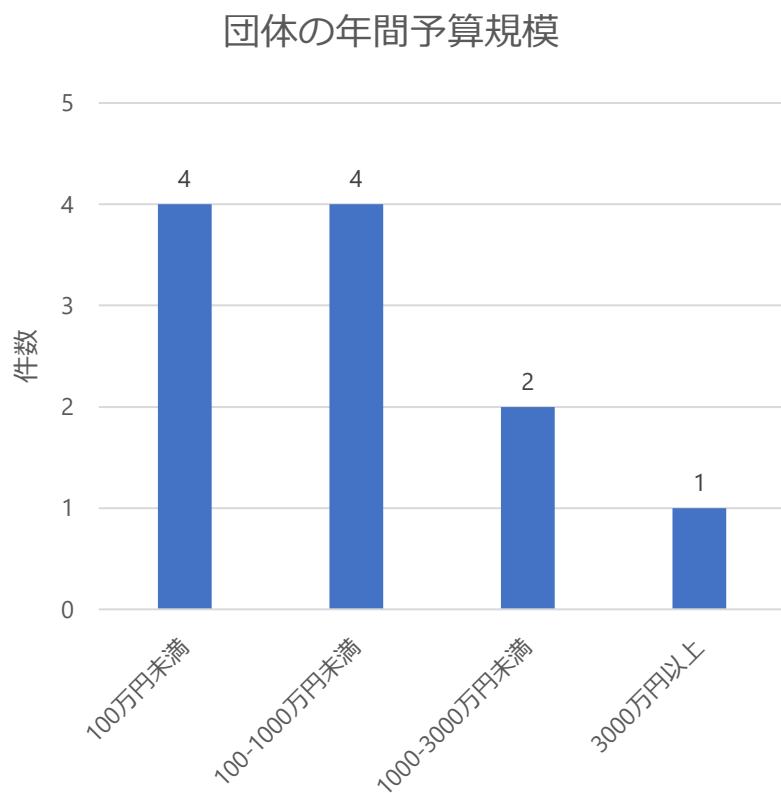
- 問 6

社会的孤立孤独およびそこから派生する社会的課題について、貴団体が特に重視している課題テーマや対象者を3つ挙げてください（例：困窮者支援、依存症支援、若者の孤立、など）

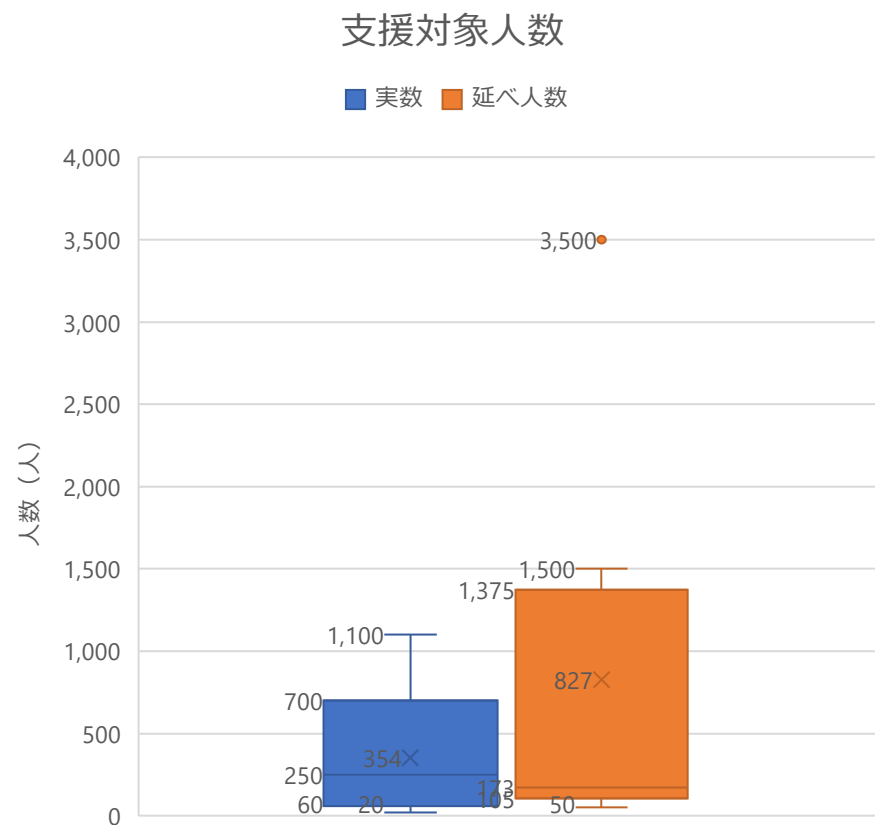


団体規模

- 問7 貴団体の年間の予算規模を教えてください

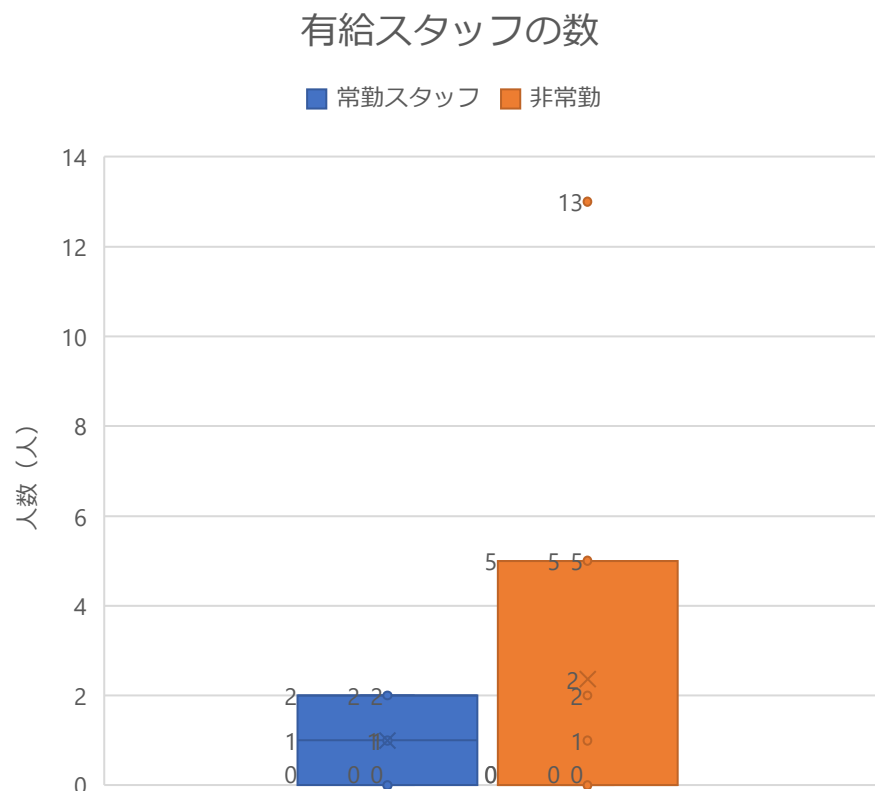


- 問8 支援対象の人数規模を教えてください

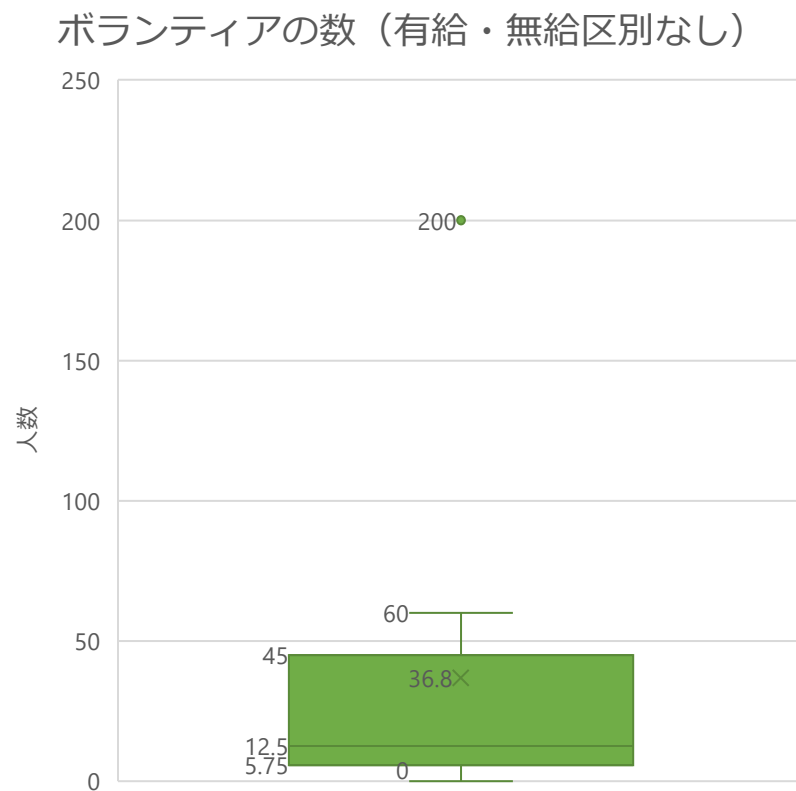


団体規模

- 問9 スタッフ（有給）の人数を教えてください。

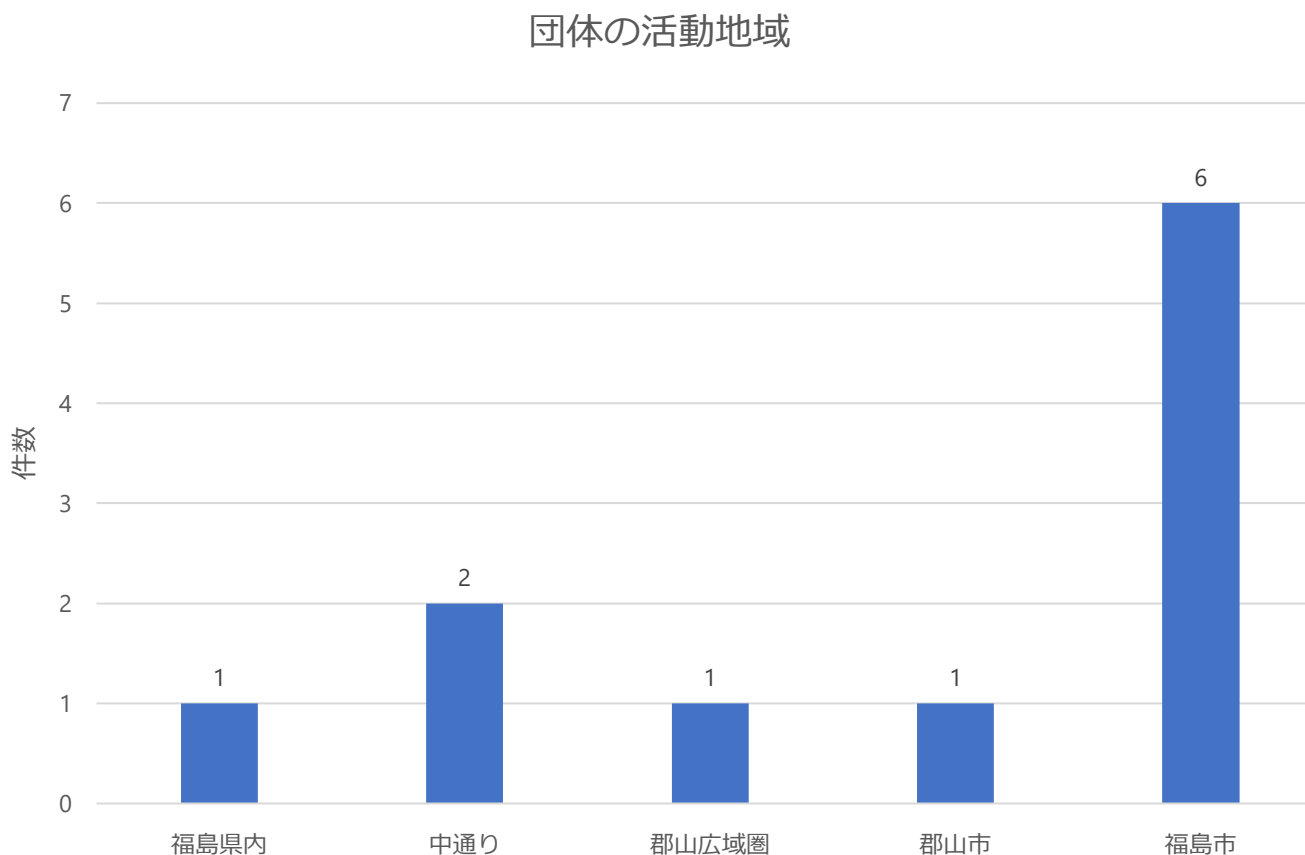


- 問10 ボランティアの人数を教えてください。



団体の活動地域

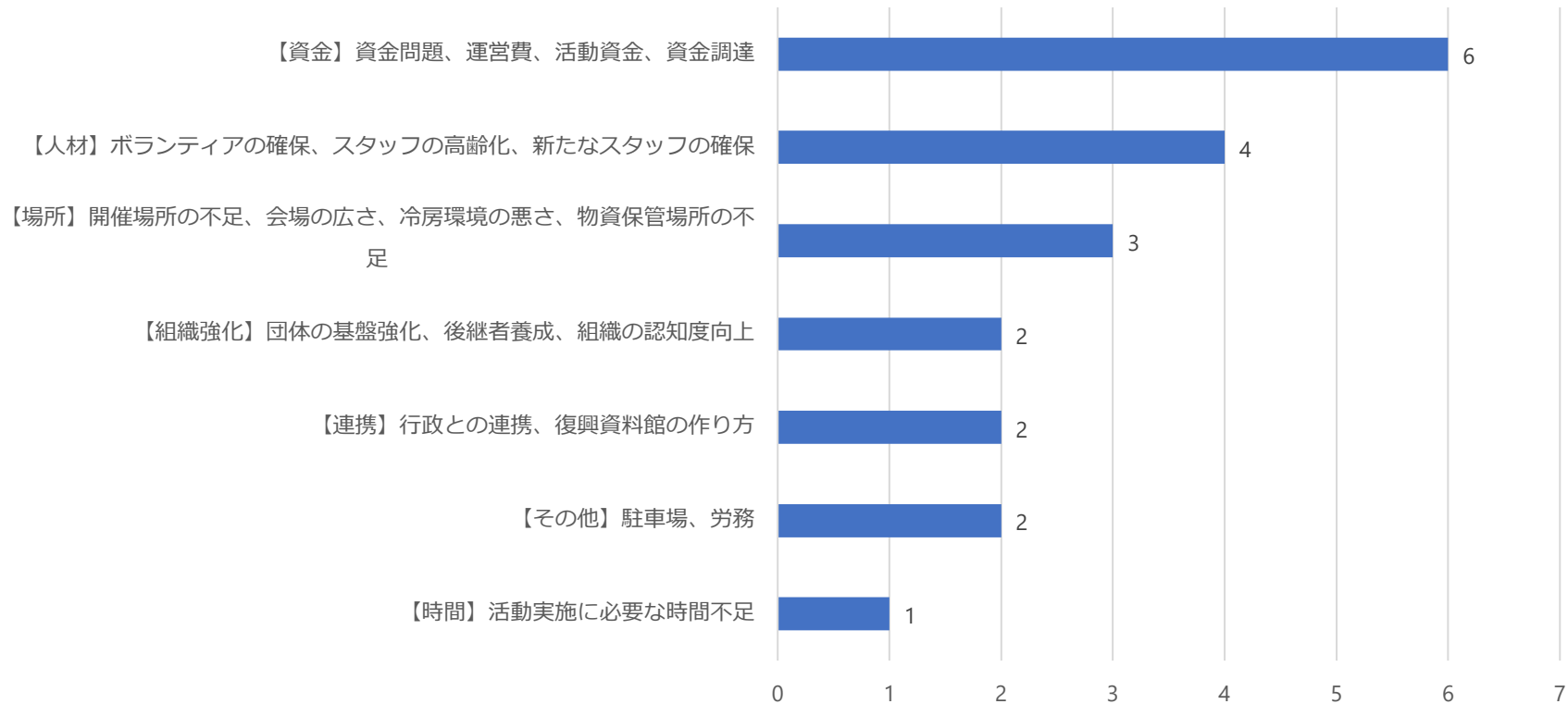
- 問11 活動地域（支援地域）を教えてください。（市町村名や「浜通り」など）



団体の課題

- 問12 活動を実施・継続するにあたって貴団体がかかえる組織運営上の課題があれば、より重要なものから順に3つ教えてください。

組織運営上の課題



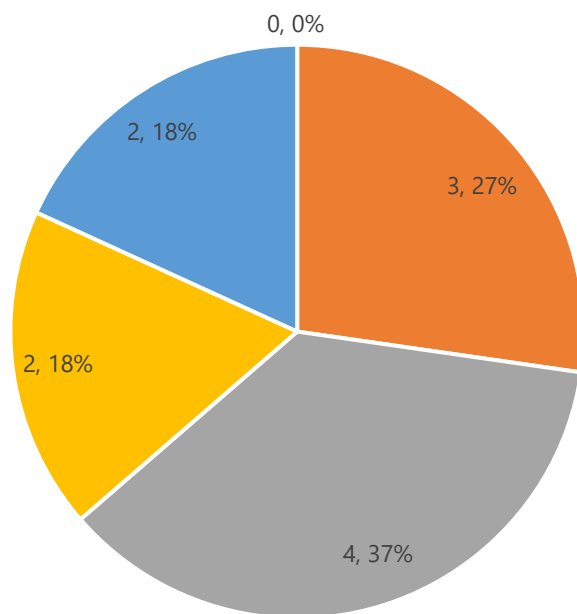
回答内容

地域課題や支援者ニーズのためのデータ活用状況

• 問 1

団体として、支援対象者のニーズや地域課題を把握するため、統計・白書・論文などのデータを確認していますか？ 以下の中で一番当てはまるものを選んでください。 ※ 潜在的なニーズの把握を含む

地域課題や支援ニーズ把握のためのデータ活用



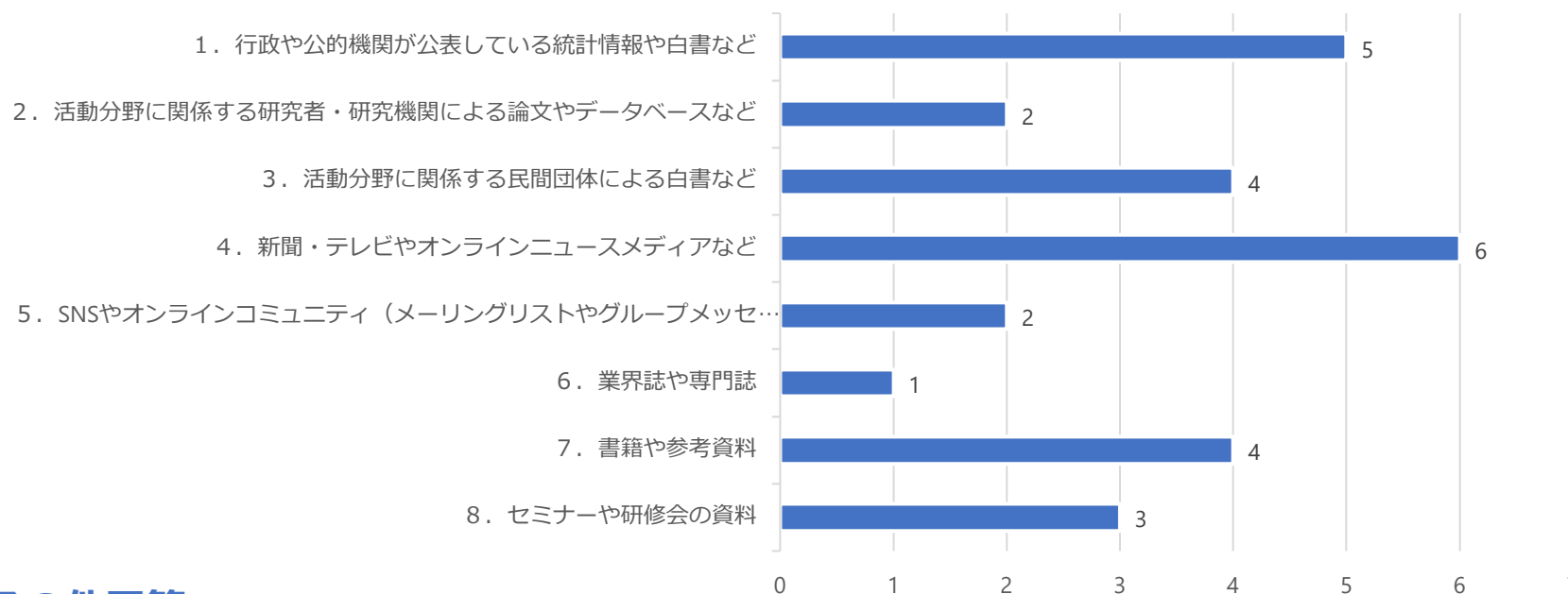
- 1. 定期的にチェックしている特定の統計・白書・論文などがある。
- 2. 活動や事業の必要に応じて統計・白書・論文などをチェックしている。
- 3. 時折、気になった統計・白書・論文やマスメディアが報じるデータや講演・研修等で配布された資料や広報物のデータをチェックしている。
- 4. 新聞記事やニュースメディアが報じるデータや講演・研修等で配布された資料や広報物のデータを受動的に目にする可能性がある。
- 5. ほとんどデータは見ない。

事業計画立案時に活用する情報

• 問 2

事業計画をたてる際、どのような情報源を活用していますか？以下から主に活用している上位3つを選んでください。

事業計画立案時に活用する情報（複数回答）



その他回答

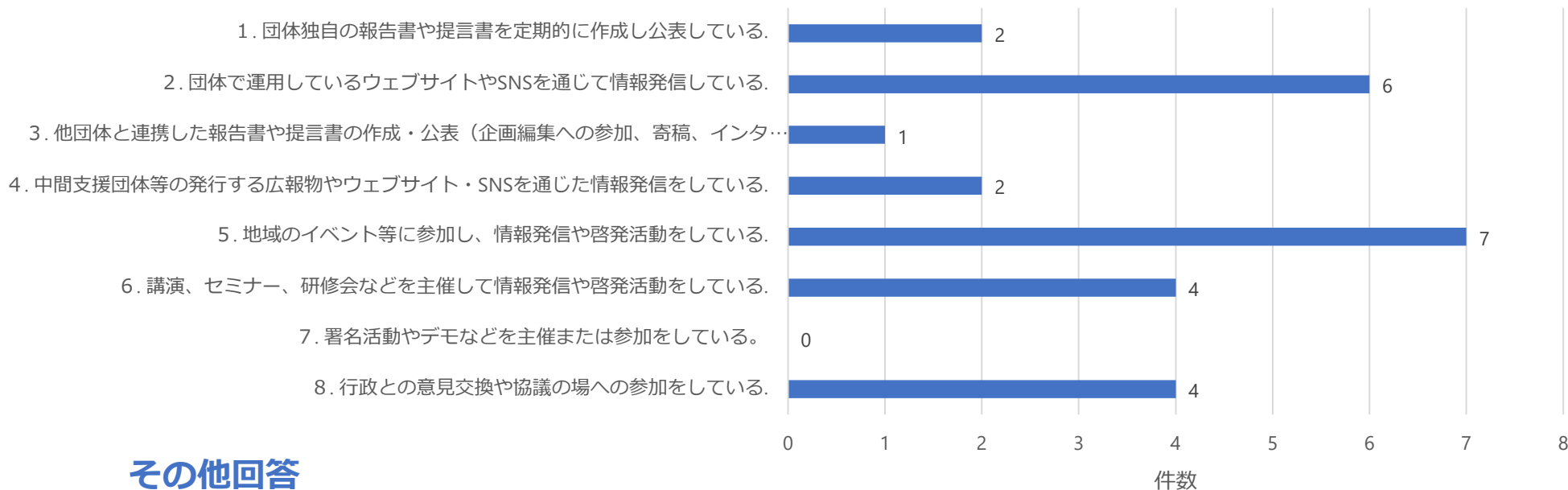
- スタッフとそのネットワークの情報、スタッフがやりたいこと、意思確認に重点を置く
- 対象者からのニーズ

アドボカシーのための情報発信

・ 問 3

社会課題を広く知らせるため、または政策提言のために貴団体が実施している活動を以下からすべて選択してください。

アドボカシーのための情報発信



その他回答

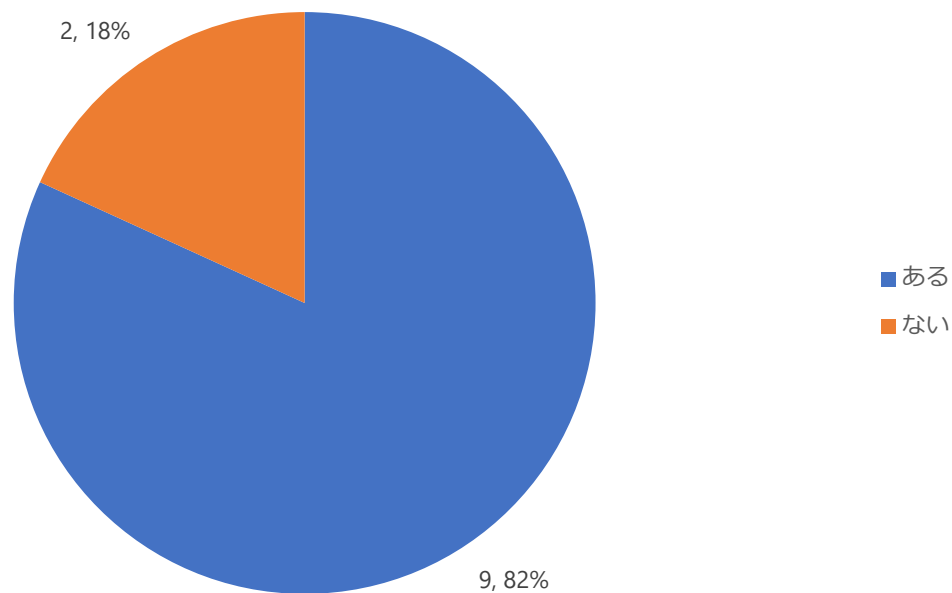
- ・ 社会課題を知らせようとしていない
- ・ 毎月、地域に向けた定期的な活動(子ども食堂、他)をしている。
- ・ コロナ等、大きな社会的な出来事があったとき発信している

主体的・継続的な他団体との連携活動

- 問 4

貴団体が他団体と連携して主体的・継続的に行っている活動があれば教えてください。（地域イベントの開催、情報共有のための会議、共同調査活動など）

主体的・継続的な他団体との連携活動



主体的・継続的な他団体との連携活動

・ 問 5

問 4 について、どのような活動をしているか簡潔に教えてください

- イベントの開催
- 他団体イベントへの全面的協力
- 商品開発
- ひまわり甲子園全国大会
- コミュニティフリッジ
- お互いさまチケット勉強会
- 中間団体が主催する学習会に参加
- 地域イベントの開催
- 農業体験活動
- 高齢者支援活動が中心なので市介護関係者や事業者と勉強会を行う
- 会議集会の出席
- イベント参加等興味のあるテーマ多岐にわたる
- 子ども食堂を主に、ひとり親支援、困窮支援、物資配布、学習サポート、DV虐待相談など
- 情報共有のための会議は現在 4 半期に一回行う（主に関係団体との場）
- 年一回、啓発イベントを行う（関係者に限らない広い範囲の人と）
- 行政と年 7 回程度の協議の場を持つ（官民連携のための場）
- こども若者フェスティバルへの参加
- 防災ネットワークの構成員

分析と考察

ニーズ分析に基づく評価

①福島県内NPOにおけるデータ活用の有無や頻度

・ 団体のデータ活用状況

カテゴリ	平均値
困窮者支援	2.4
子ども支援	2.67
若者支援	3
女性支援	2.75
地域共生社会	3.5
障害支援	3
社会的孤立・人権	3
震災関連	3
教育課題	1
その他	2.5
全体平均	2.73

- 平均が2.73であり、中程度の活用であることが分かった。
- 課題解決のためにデータ活用に関して、ニーズがあると判断できると考える。

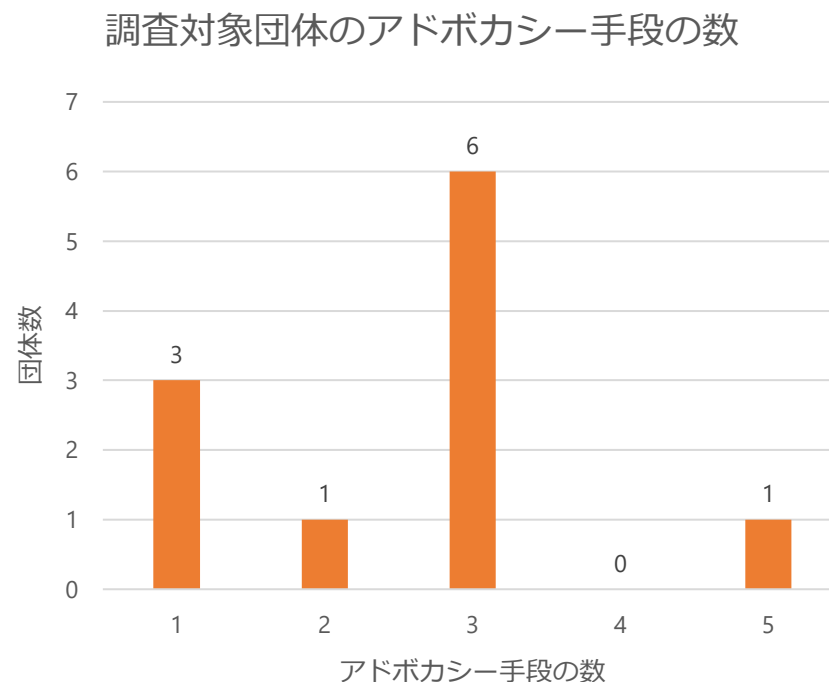
問1の回答は、選択肢1～5に対し、1を5点、2を4点、3を3点、4を2点、5を1点としてリッカート尺度化している。

①福島県内NPOにおけるデータ活用の有無や頻度

- 活用の頻度、活用するデータの種類
 - 問1の回答から、日常的に統計・白書・論文を活用している団体が無いことが明らかになった。
 - 問2の回答から、45%の団体が事業計画立案時に統計・白書を活用していることがわかった。
 - 日常的にデータを活用したり、事業アウトプット指標としてデータを活用できてない状況が確認できる。
- データに基づく事業計画
 - 問2の回答より、事業計画立案時に統計・白書データを活用している団体が45%と半数以下であった。
 - 最も多かったのは新聞、テレビ、オンラインメディア等で、54%に上った。
 - 支援ニーズを正しく捉えること、事業の改善、政策提言、資金調達など非営利活動団体が持続的に活動するための基本的な取り組みが十分になされているとはいえず、活用を推進する取り組みが必要であると考える。

①福島県内NPOにおけるデータ活用の有無や頻度

- データを用いたアウトプット
 - 問3の回答より、団体独自の報告や提言を実施している団体が18%であることが判明した。
 - WebサイトやSNSによる情報発信は63%であった。
 - 調査対象団体のアドボカシー手段数の平均は2.55であった。
 - 日常的な発信ではなく、イベント等あるタイミングのみの発信といった回答もあった。
 - 自由回答中には「社会課題を伝えようとしていない」といった回答もあり、発信の意義を伝える必要性を感じた。



②福島県内で対人支援を行うNPO

- 対象課題ごとのデータ活用状況
 - 調査対象団体が取り組む社会課題をカテゴライズ（問6より）し、そのカテゴリごとのデータ活用状況（問1より）の平均値を求めたのが右表である。
 - 教育課題に取り組む団体が1と最も低く、最も高かったのは地域共生社会の創造に取り組む団体であった。
 - 対人支援を担う団体は平均かそれ以下のデータ活用状況であり、データ活用を推進するニーズがあると考えられる。

カテゴリ	平均値
困窮者支援	2.4
子ども支援	2.67
若者支援	3
女性支援	2.75
地域共生社会	3.5
障害支援	3
社会的孤立・人権	3
震災関連	3
教育課題	1
その他	2.5
全体平均	2.73

問1の回答は、選択肢1～5に対し、1を5点、2を4点、3を3点、4を2点、5を1点としてリッカート尺度化している。

②福島県内で対人支援を行うNPO

- 対象課題ごとのデータ発信状況把握
 - 調査対象団体が取り組む社会課題をカテゴライズ（問6より）し、そのカテゴリごとのデータ発信手段数（問3より）の平均値を求めたのが右の表である。
 - 8つの選択肢がある中、半数以上となったのは、社会的孤立・人権に取り組む団体のみであった。データドリブンでの意思決定や、データ共有、伝達の意義を伝えるべきニーズがある状況であると考える。
 - 団体独自の報告書や提言書を作成しているのは、以下の団体であった。
 - 社会的孤立・人権
 - 困窮者支援
 - 地域共生社会

カテゴリ	平均選択数
社会的孤立・人権	5
障害支援	3
震災関連	3
女性支援	2.5
困窮者支援	2.4
若者支援	2.33
子ども支援	2
地域共生社会	2
その他	2
教育課題	1
全体平均	2.52

その他の分析

どのデータが、どのような課題と向き合う団体に活用されているか

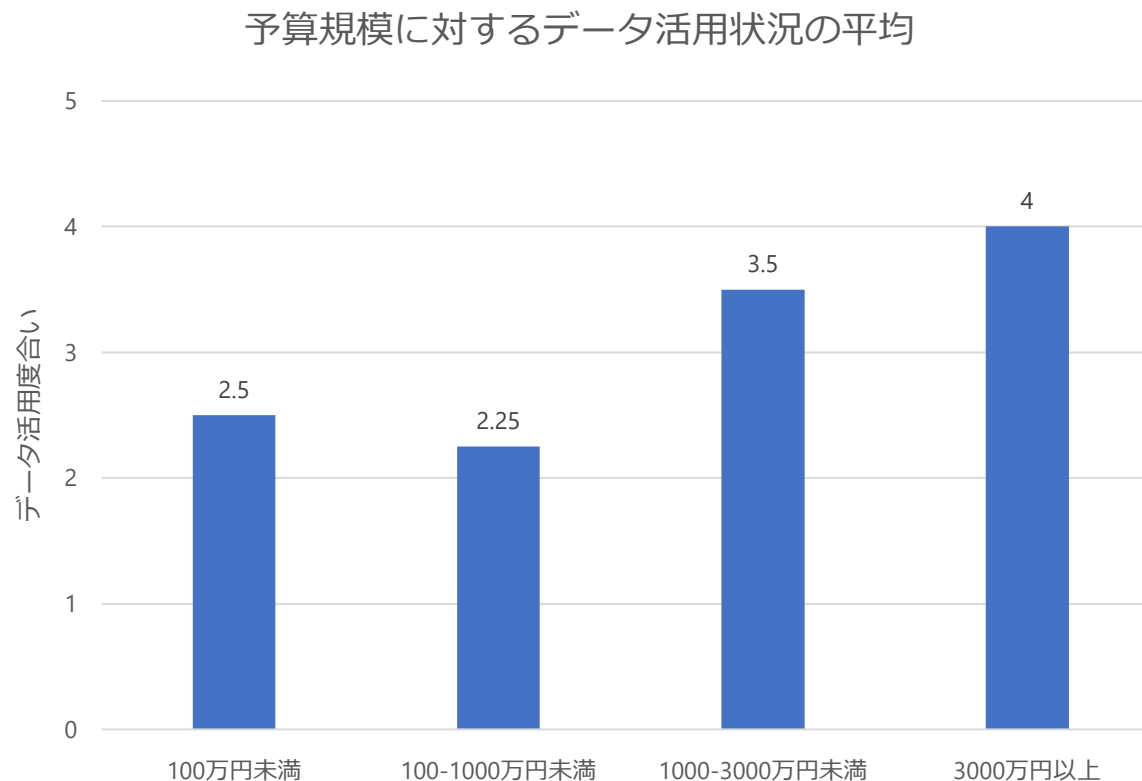
- 問2回答は、どの課題と向き合う団体（問6）に利用されているか

情報源	回答団体数	上位3課題カテゴリ
1. 行政や公的機関が公表している統計情報や白書など	5	女性支援(3)、困窮者支援 / 地域共生社会 / 障害支援 / 社会的孤立・人権 / 若者支援 / その他(2)
2. 活動分野に関係する研究者・研究機関による論文やデータベースなど	2	障害支援 / 社会的孤立・人権 / 若者支援 / その他(1)
3. 活動分野に関係する民間団体による白書など	4	若者支援 / 女性支援 (2)、困窮者支援 / 子ども支援 / その他(1)
4. 新聞・テレビやオンラインニュースメディアなど	6	困窮者支援 (3)、子ども支援 / 若者支援 / その他 (2)
5. SNSやオンラインコミュニティ（メーリングリストやグループメッセージなど）	2	教育課題 / その他 / 子ども支援 / 若者支援 / 女性支援(1)
6. 業界誌や専門誌	1	困窮者支援 / 若者支援 / 震災関連(1)
7. 書籍や参考資料	5	困窮者支援 / 若者支援 / 障害支援 / その他(2)
8. セミナーや研修会の資料	3	困窮者支援 (3)、若者支援 / 震災関連 / 子ども支援 / 地域共生社会 / 障害支援(1)

()内は参照にしている団体数。同率の場合は「/」で列挙して記載。

予算規模に対するデータ活用状況

- 問7 団体予算に対する、問1 データ活用の度合い



問1の回答は、選択肢1～5に対し、1を5点、2を4点、3を3点、4を2点、5を1点としてリッカート尺度化している。

調査票

NPOのデータ活用等に関するアンケート

この調査は、地方で対人支援を行うNPOの皆様へのデータ活用状況を把握するためのものです。

この調査は、対人支援を行うNPOが公的データや団体で持っているデータを活用して、事業形成や資金調達ができるようにする弊団体の取組みの一環で実施しています。

設問は12問です（所要時間10分程度）。

年末のお忙しいところ大変恐縮ですが、12月20日（金）までにご回答いただけると幸いです。
宜しくお願いいたします。

調査実施者：一般社団法人オープンデータラボ

* 必須の質問です

1. 問1

団体として、支援対象者のニーズや地域課題を把握するため、統計・白書・論文などのデータを確認していますか？ 以下の中で一番当てはまるものを選んでください。 ※ 潜在的なニーズの把握を含む。

1つだけマークしてください。

- ☐ 1. 定期的にチェックしている特定の統計・白書・論文などがある。
- ☐ 2. 活動や事業の必要に応じて統計・白書・論文などをチェックしている。
- ☐ 3. 時折、気になった統計・白書・論文やマスメディアが報じるデータや講演・研修等で配布された資料や広報物のデータをチェックしている。
- ☐ 4. 新聞記事やニュースメディアが報じるデータや講演・研修等で配布された資料や広報物のデータを受動的に目にする可能性がある。
- ☐ 5. ほとんどデータは見ない。

2. 問2

事業計画をたてる際、どのような情報源を活用していますか？ 以下から主に活用している上位3つを選んでください。

※ その他の場合、具体的に記入してください

当てはまるものをすべて選択してください。

- ☐ 1. 行政や公的機関が公表している統計情報や白書など
- ☐ 2. 活動分野に關係する研究者・研究機関による論文やデータベースなど
- ☐ 3. 活動分野に關係する民間団体による白書など
- ☐ 4. 新聞・テレビやオンラインニュースメディアなど
- ☐ 5. SNSやオンラインコミュニティ（メーリングリストやグループメッセージなど）
- ☐ 6. 業界誌や専門誌
- ☐ 7. 書籍や参考資料
- ☐ 8. セミナーや研修会の資料
- ☐ その他 _____

3. 問3

社会課題を広く知らせるため、または政策提言のために貴団体が実施している活動を以下からすべて選択してください。

※ その他の場合、具体的に記入してください

当てはまるものをすべて選択してください。

- ☐ 1. 団体独自の報告書や提言書を定期的に作成し公表している。
- ☐ 2. 団体に運用しているウェブサイトやSNSを通じて情報発信している。
- ☐ 3. 他団体と連携した報告書や提言書の作成・公表（企画編集への参加、寄稿、インタビュー協力など）をしている。
- ☐ 4. 中間支援団体等の発行する広報物やウェブサイト・SNSを通じて情報発信をしている。
- ☐ 5. 地域のイベント等に参加し、情報発信や啓発活動をしている。
- ☐ 6. 講演、セミナー、研修会などを主催して情報発信や啓発活動をしている。
- ☐ 7. 署名活動やデモなどを主催または参加をしている。
- ☐ 8. 行政との意見交換や協議の場への参加をしている。
- ☐ その他 _____

調査票

NPOのデータ活用等に関するアンケート

<https://docs.google.com/forms/d/1l3rsVOSnEHRuZ9vAuopV...>

4. 問4 ★
貴団体が他団体と連携して主体的・継続的に行っている活動があれば教えてください。（地域イベントの開催、情報共有のための会議、共同調査活動など）
※「ない」を選択した場合は次に続く設問を飛ばして「次へ」をクリックしてください

1 つだけマークしてください。

- ☐ ある
☐ ない

5. 問5
上記について、どのような活動をしているか簡潔に教えてください
※ 箇条書きで入力してください

6. 問6 ★
社会的孤立孤独およびそこから派生する社会的課題について、貴団体が特に重視している課題テーマや対象者を3つ挙げてください（例：困窮者支援、依存症支援、若者の孤立、など）

NPOのデータ活用等に関するアンケート

<https://docs.google.com/forms/d/1l3rsVOSnEHRuZ9vAuopV...>

7. 問7 ★
貴団体の年間の予算規模を教えてください

1 つだけマークしてください。

- ☐ 100万円未満
☐ 100-1000万円未満
☐ 1000-3000万円未満
☐ 3000万円以上

8. 問8 ★
支援対象の人数規模を教えてください
※ 実人数と延べ人数に分けて記載してください（記載例：実数〇人、延べ人数〇人）

9. 問9 ★
スタッフ（有給）の人数を教えてください。
<記載例> 常勤〇人、非常勤（パート）〇人
役員が報酬や労働対価を得ている場合も、どちらかでカウントしてください。

10. 問10 ★
ボランティアの人数を教えてください。
<記載例> 有償〇人、無償〇人

11. 問11 ★
活動地域（支援地域）を教えてください。（市町村名や「浜通り」など）

12. 問 1 2
活動を実施・継続するにあたって貴団体がかかえる組織運営上の課題があれば、より重要なものから順に3つ教えてください。
※ 箇条書きで入力してください

ご回答ありがとうございました。

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。

Google フォーム

本集計・分析に関するお問い合わせは下記までお願いします。

- 調査・分析内容に関するお問合せ
 - 一般社団法人オープンデータラボ 担当：長井 英之
E-mail: h.nagai@odl.or.jp

事業期間		2025/05/01 ~ 2028/04/30	
活動支援団体	事業名	地域の孤立・孤独に関する支援団体を、「支援白書づくり」を通じて支援する	
	団体名	一般社団法人オープンデータラボ	

	助成金
事業費	32,910,000
直接事業費	28,110,000
管理的経費	4,800,000
評価関連経費	750,000
合計	33,660,000

1. 事業費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	0	10,970,000	10,970,000	10,970,000	32,910,000
直接事業費	0	9,370,000	9,370,000	9,370,000	28,110,000
管理の経費	0	1,600,000	1,600,000	1,600,000	4,800,000

2. 評価関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (B)	0	250,000	250,000	250,000	750,000

3. 合計 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B)	0	11,220,000	11,220,000	11,220,000	33,660,000

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		一般社団法人オープンデータラボ	
郵便番号		960-0116	
都道府県		福島県	
市区町村		福島市	
番地等		宮代字一本木 1 5 - 2	
電話番号		024-553-4013	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://odl.or.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日		2017/04/26	
法人格取得年月日			

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	イワサキ タイキ
	氏名	岩崎 大樹
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	5
理事・取締役数 [人]	4
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	2
常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
事務局体制の備考	理事の一人が事務局長を兼務

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	5
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	5
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-			
決済責任者 氏名／勤務形態				
通帳管理者 氏名／勤務形態				
経理担当者 氏名／勤務形態				

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	一般的な助成ではないが、2019年度、2020年度、2022年度に福島県郡山市から、社会課題を解決するソーシャルビジネスのシーズを公募・審査・伴走支援・経費分10万円程度の資金支援を行う委託事業を受託し、年間20件程度を支援した。委託事業総額はいずれも800万程度

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	第17回、第18回「公益信託うつくしま基金」で助成を受けた「ふくしま評価研究会」の事務局を担い、また、AAR Japanから事務局を引き継いだ「郡山実務者連携会議」について運営費の助成を受けた（どちらも資金管理業務を含む）が、団体として直接助成申請し受けた実績は無い。

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

役員名簿

- [各欄の入力方法と注意点]
- ・記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
 - ・名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
 - ・氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
 - ・備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載し、兼職有無の申告欄には、過去 6 か月の兼職状況を記載してください。
 - ・提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。
 - ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
 - ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
 - ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
 - ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
 - ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
 - ・生年月日欄は、大正は T、昭和は S、平成は Hを半角で入力し、年欄は数字 2 桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。

- [役員情報の第三者提供について]
- ・役員名簿に記載いただいた情報は、申請資格要件（休眠預金等活用法の第17条第3項4号及び5号に定める活動を行う団体であること）を確認するために、[JANPIAを経由して警察庁へ提供](#)します。
詳細は、助成申請書または資金提供契約書でご確認ください。
 - ・役員名簿をJANPIAに提出するにあたり、[上記を役員本人に説明し、役員本人が第三者提供（上記）に関して同意したかを必ず確認](#)してください。
 - ・役員名簿記載の提供者全員から同意を得たら、以下にチェックして提出ください。

必須入力セル

任意入力セル

☑ 役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意を得ました。														業務はありません
入力確認欄	氏名カナ	氏名漢字	和暦	年	月	日	性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考	JANPIA役員及び審査委員との兼職関係の有無（公募申請時においては過去6か月から申請時点までの期間について）	
OK	イワサキ タケ	岩崎 大樹						一般社団法人 オープンデーターラボ	代表理事					
OK	ナガイ ヒロユキ	長井 英之						一般社団法人 オープンデーターラボ	理事					
OK	スズキ ヒロシ	鈴木 浩						一般社団法人 オープンデーターラボ	理事					
OK	タムラ ケイジ	田村 泰生						一般社団法人 オープンデーターラボ	理事					
OK	マツノ ケイジ	松野 孝司						一般社団法人 オープンデーターラボ	監事					
check!														

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	
団体名:	一般社団法人オープンデーターポ
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	確認が必要です。C3～5セルのいずれかに未記入があります。
----------	-------------------------------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	16条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	17条1項	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	17条1項	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	17条1項	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	19条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	19条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	22条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。			社団法人のため提出しない		
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	24条	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	33条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	34条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	33条3項	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	34条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	36,37条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	36条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	39条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること			内定後1週間以内に提出		
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出			
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	26条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	内定後1週間以内に提出			
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出			

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3)私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4)利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6)ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7)情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8)個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定・監督又は活動支援団体が支援対象団体を選定・監督するに当たり、団体間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2)職制		内定後1週間以内に提出		
(3)職責		内定後1週間以内に提出		
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2)給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3)保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4)勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6)収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7)決算		内定後1週間以内に提出		

一般社団法人オープンデータラボ
定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人オープンデータラボと称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、企業・行政・学術機関・市民が所有するデータを様々なユーザーによる利活用が可能となるよう最適化をはかり、社会課題の解決や企業活動の効率化、サービスの創出に寄与することを目的とし、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) データを利活用した課題解決に関する研究・開発・実践
- (2) データ利活用モデルの普及推進
- (3) 利活用データ構築のための各種調査、データベースの構築、分析
- (4) データの公開における標準化推進
- (5) 各種法人・団体の事業コンサルティング、成果可視化
- (6) シンポジウム、研究会、講演会、講習会、セミナー等の企画、開催、運営
- (7) データサイエンティスト育成のための活動
- (8) データ利活用推進に関わる政策提言
- (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 社員

(社員)

第6条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同できる者であり、次条の規定により当法人の社員となったものとする。

(社員の資格の取得)

第7条 当法人の社員になろうとするものは、別に定める申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第9条 社員は、別に定める退社届を代表理事に提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 社員である法人又は団体が解散したとき
- (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 社員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額

- (2) 社員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の貸借対照表及び損益計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
(以下「一般法人法」という。)に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、総社員の同意がある場合には、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議決、報告の省略)

第21条 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定等)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち若干名を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第24条 当法人の役員は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 業務執行理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき

- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第3項第2号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

第6章 会計

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く。）しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第7章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第46条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第8章 委員会

(委員会)

第47条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、社員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第48条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 附則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(最初の事業年度)

第51条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年4月末日までとする。

以上、一般社団法人オープンデータラボ設立のため設立時社員が本定款を作成し、これに記名押印する。

平成29年4月26日

設立時社員 合同会社シェアード・エスイー

設立時社員 田村 泰生

履歴事項全部証明書

福島県福島市宮代字一本木15番2号
一般社団法人オープンデータラボ

会社法人等番号	3800-05-011852		
名 称	一般社団法人オープンデータラボ		
主たる事務所	福島県福島市宮代字一本木15番2号		
法人の公告方法	主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。		
法人成立の年月日	平成29年5月17日		
目的等	目的 当法人は、企業・行政・学術機関・市民が所有するデータを様々なユーザーによる利活用が可能となるよう最適化をはかり、社会課題の解決や企業活動の効率化、サービスの創出に寄与することを目的とし、その目的を達成するために次の事業を行う。 (1) データを利活用した課題解決に関する研究・開発・実践 (2) データ利活用モデルの普及推進 (3) 利活用データ構築のための各種調査、データベースの構築、分析 (4) データの公開における標準化推進 (5) 各種法人・団体の事業コンサルティング、成果可視化 (6) シンポジウム、研究会、講演会、講習会、セミナー等の企画、開催、運営 (7) データサイエンティスト育成のための活動 (8) データ利活用推進に関わる政策提言 (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業		
役員に関する事項	代表理事岩 崎 大 樹	令和 1 年 8 月 2 1 日就任	
		令和 1 年 1 1 月 1 2 日登記	
		令和 2 年 7 月 3 1 日退任	
		令和 3 年 4 月 5 日登記	
	代表理事岩 崎 大 樹	令和 2 年 1 1 月 3 0 日就任	
		令和 3 年 4 月 5 日登記	
		令和 4 年 1 2 月 1 6 日重任	
		令和 5 年 9 月 2 5 日登記	

	<u>理事</u> <u>岩 崎 大 樹</u>	平成30年 9月26日就任
		平成30年10月18日登記
		令和 2年 7月31日退任
		令和 3年 4月 5日登記
	<u>理事</u> <u>長 井 英 之</u>	令和 1年 8月21日就任
		令和 1年11月12日登記
		令和 3年 7月31日退任
		令和 4年 6月23日登記
	<u>理事</u> <u>田 村 泰 生</u>	令和 1年 8月21日就任
		令和 1年11月12日登記
		令和 3年 7月31日退任
		令和 4年 6月23日登記
	<u>理事</u> <u>鈴 木 浩</u>	令和 1年 8月21日就任
		令和 1年11月12日登記
		令和 3年 7月31日退任
		令和 4年 6月23日登記
	<u>理事</u> <u>岩 崎 大 樹</u> <u>理事</u> <u>岩 崎 大 樹</u>	令和 2年11月30日就任
		令和 3年 4月 5日登記
		令和 4年12月16日重任
		令和 5年 9月25日登記
	<u>理事</u> <u>長 井 英 之</u> <u>理事</u> <u>長 井 英 之</u>	令和 3年10月13日就任
		令和 4年 6月23日登記
		令和 5年 8月25日重任
		令和 5年 9月25日登記

福島県福島市宮代字一本木15番2号
一般社団法人オープンデータラボ

	理事 田村泰生 理事 田村泰生	令和 3年10月13日就任	
		令和 4年 6月23日登記	
		令和 5年 8月25日重任	
		令和 5年 9月25日登記	
		理事 鈴木浩 理事 鈴木浩	令和 3年10月13日就任
			令和 4年 6月23日登記
			令和 5年 8月25日重任
			令和 5年 9月25日登記
	監事 黒沢勇 監事 松野孝司	令和 3年 7月31日退任	
		令和 4年 6月23日登記	
		令和 3年10月13日就任	
		令和 4年 6月23日登記	
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人		
監事設置法人に関する事項	監事設置法人		
登記記録に関する事項	設立 平成29年 5月17日登記		



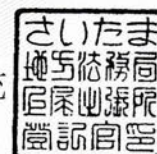
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(福島地方法務局管轄)

令和 6年10月10日

さいたま地方法務局上尾出張所
登記官

渡 邊 充



第 1 号議案 2021 年度事業報告

2022 年 12 月 16 日（金）

一般社団法人オープンデータラボ

1. 総論（長井理事）

2021 年度は社会的インパクトマネジメントを活用した社会的取り組みの価値見える化やマネジメントサイクルの構築支援（SDGs 推進も含む）に力点を置いて活動を行った。

残念ながらこれら事業を通じた収益獲得は難しく、特に地方の事業者や NPO が本領域にコストをかけることが難しいという状況を確認することができた。現在の福島県内においてこれらを推進するためには、自治体や銀行など、すでに資本を有してこれら取り組みに関心を持つ組織との連携が必要であり、その実現を模索している。

一方、上記領域は多くの方に理解いただくことが非常に難しく「オープンデータラボといえば、これを依頼できる」というイメージ構築に至っていない。我々または我々の取り組みにアクセスできるようにするため、シンプルにイメージできる、他に比べて一点抜きんでいるポイントで訴求する必要性を感じている。

2. オープンデータ活用の推進（長井理事）

事業の目的

オープンデータの活用イメージをその有用性を理解いただくため、汎用的かつ戦略的に活用できるプロトタイプサービスを構築する。

また、RESAS をはじめとしたオープンデータツールを紹介する機会を設け、より身近な情報として活用いただく。

具体的な取り組み

1. 「ふくれっぶ」に代わる地図系サービスの構築

- ・ 風水害へ備えた事前情報提供や、発災時の情報提供ツールとして活用を模索する。
プロトタイプを構築し、県内各地へ展開する。
 - 今年度は地図サービスが有用な案件を見つけることができず、着手できなかった。

2. 地域コミュニティにおける再生エネルギー活用シミュレーション

- ・ 地域コミュニティにおける再生可能エネルギー活用の可能性について、地域資源を元にシミュレートし、コミュニティ主導型の再生エネルギー推進を支援する。

まずは本事業を推進するためのリソース確保・他団体連携を模索する。

➤ 本取り組みは実施に至らなかった。

国内でのエネルギー供給について大きな議論が起きている中、本件への取り組み意義を大きく感じている。しかし、本領域に対する知見が乏しく、取り組み方に工夫が必要である。

3. オープンデータ活用の推進

- ・ オープンデータを活用する意義、その具体的な活用事例やデータ入手方法等を習得する講習会を開催する。福島県中小企業家同友会を中心に、福島県内の中小企業経営者に対し「地域経済循環から読み取れる福島市の経済」と加盟団体向けアンケート作成に協力を行った。
- 昨年度提出した福島市への提言書により、福島市中小企業振興会議にて市内事業者に対してアンケートを実施することとなった。しかし、本取り組みに対して同友会、ODL が関与できていない。
- 今年度は市内の行政システムで発生しているデジタルデバインドについて、提言を行った。

提言内容

『デジタル社会の到来に向け、市民の ICT スキルと行政サービスの利便性向上を、産官学民の連携で実現する。』

行政申請や情報収集のため、ICT 化が福島市においても推進されています（福島市地域情報化イノベーション計画）。

しかし、福島市政策調整部情報政策課による「福島市情報化に関するアンケート調査結果（令和元年 8 月実施）」によれば、インターネットの利用率は福島市の 60 代が 58.4%、70 代では 38.0%にとどまっています。また、高齢者になるほどデジタルサービス活用に対する意欲が少ないことも本アンケートから明らかになっています。

高齢者を含め、市民にデジタルサービスを普及させるためには「市民の ICT スキル向上」と「魅力的なサービスの創出」、そして「サービスの周知」が欠かせません。

これらの取り組みを、例えば覆審し産官学連携プラットフォームを通じて実現することはできないでしょうか。

市民と学生による ICT 学習機会の創出、産官学民連携した行政サービスデザイン、構築サービスの広報支援などデジタルサービス活用推進を、多世代交流を通じた『福島市モデル』として実現できないでしょうか。

行政サービスのデジタル化、その目的は国や自治体の抱える社会課題を解決し、経済成長を実現することにあります。

この取り組みから、福島市民を誰一人残さないための施策を提言いたします。

s

3. 地域 IT リテラシの向上（長井理事）

事業の目的

行政サービスが IT を活用して提供されることが当たり前になってきている。IT サービスの活用能力如何で、社会に生きる人々が不利益を被ることがある中で、多くの方々の IT リテラシ向上が必要である。これを産官学民の知見を以って向上を目指す。

また、ODL が取り組んでいるデータドリブンの意思決定実現にもこの取り組みは有効であると考ええる。

具体的な取り組み

1. 福島市版デジタルエバンジェリスト（デジタルチャンピオン）制度の確立

- ・ デジタルチャンピオン制度：イギリスで進む取り組みで、エンドユーザーの IT リテラシレベルを向上し、行政サービスの IT 化による不利益が発生しないように支援を行う人材。主に大学生が担っている。

誰一人として取り残さないデジタル行政の実現に向け、地域の IT 活用推進モデルの構築を産官学民で行い、住民へのデジタルのラストワンマイルを埋める。

- ・ 福島市産官学連携プラットフォームとの協同で、生涯学習への集いを 2 度実施。テーマは「オンライン学習を阻害する要因について」、「学びの本質について（情報リテラシ）」。

2. 地域 IT リテラシ向上のための福島市への提言提出

- ・ 提言原案

『デジタル活用ができないことで不利益を被る市民が生まれないよう、デジタルスキルの向上に資する取り組みを産官学民の連携を通じて創出する。』

- ・ 原案のブラッシュアップを福島市産学連携プラットフォーム、中小企業家同友会福島支部と進めている。

財源：自主財源

4. SDGs、社会的インパクトマネジメント支援（岩崎代表理事・長井理事）

事業の目的

民間企業や、非営利活動団体の社会的事業の可視化を通じ、事業推進・改善、地域ステークホルダー連携を実現し、事業の持続化を支援する。

具体的な取り組み

1. 休眠預金活用の評価業務

- ・ 資金分配団体、事業実施団体に対する評価業務受託のための営業活動を実施する。
- ・ 休眠預金の資金活用団体である一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）では、資金分配団体、資金活用団体に事業評価用の費用計上が可能となっているが、その上限額が低く、採算がなかなか合わない。JANPIA 等と評価コストについて検討を進めていきたい。
 - ふくしま百年基金は運営主要メンバーの変更により、関係が疎遠となっている。
 - 評価業務について、引き合いがあっても費用が見合わないこと（運営団体 JANPIA による評価資金上限などによる）、また JANPIA での評価もそれほど厳しくないようで、最低限の評価は団体独力で実施できているようである。そのような状況もあり、次年度以降は本領域について積極的な営業は行わない。

2. 2030 年 SDGs 実現に向けた支援

- ・ 中小企業の SDGs 推進
ODL で創出可能な企業メリットはインパクトレポートを通じたブランディングとなる。本路線で営業可能な顧客への営業を行う。
民間企業が本業で SDGs に取り組む意義について紹介する Web サイトを構築し、メリットやサービスの紹介をより容易にする。
 - 県内企業に対する手ごたえは薄い。自主的な取り組みは始まっているが、評価部分を外部に依頼することができる企業はほとんどない状況。
- ・ 金融機関と連携した SDGs 推進
金融機関に対して ESG 商品の構築支援を働きかける。特に社会的インパクト評価の領域で強みを発揮する。
中小企業連携において最もメリットが大きいのは資金支援であると考え。本取り組みに協力いただける金融機関、企業と連携し、モデル事業を 1 つ創出する。
 - 低金利の状況で、企業融資に対する銀行の関心は薄く、社会的インパクト評価の結果を融資時の指標とするインセンティブが薄い。
 - 福島信用金庫に対してレビューを実施している。「融資を受けた方、信用金庫のメリット」、「費用と付加価値の考え方」について、福島県信用金庫協会へ提示したいため、まとめてほしいとの依頼を受けている。
- ・ 自治体と連携した SDGs 推進
SDGs 採択自治体との連携事業の創出を行う。特に福島市と郡山市。本業の中で SDGs 実現に取り組む地域企業に何らかの経営ベネフィットが生まれるような制

度構築を進める。

三井住友海上、福島信用金庫との連携で進めている桑折町、二本松市の SDGs 企業認定評価の仕組みを軌道に乗せる。

- 2022 年 5 月の桑折町 SDGs 進町民会議にパネラーとして長井理事登壇予定。
- ・ 各種制度策定や、インパクトファイナンスに関する調査、提言を行う。
- SIMI や多摩大学社会的投資研究所との情報交換を進め、国内外の事例調査や企業連携での実践事例の調査を実施した。得られた知見は提案の際に活用をしている。
- ・ NPO 事業の SDGs 目標達成度合いの確認
- NPO 法人ビーンズふくしまが福島市より委託を受けている「福島市子どもの居場所バックアップ事業に対する達成度合い確認の依頼があるため、対応。
- ・ 提供サービスがわかりにくいとの意見があったので、サービスを網羅した冊子と Web サイトを作成、関係する組織に対して配布している。

5. 非営利活動団体支援（長井理事）

事業の目的

復興資金が減少する中、非営利活動団体が自立・持続的な運営が行えるよう、法人の内部、外部要因から事業上の最重要課題を明らかにし、解決手法をともに考える。

また、単独では実施が困難な調査や分析等の支援を行う。

具体的な取り組み

1. 社会調査支援

- ・ 今年度は十分な営業ができず、実施に至らなかった。
- ・ 2021 年度に受託した郡山こども若者ネットの「コロナ下における子ども・若者意識調査結果と考察」向け、考察を執筆。

6. 地域の担い手育成支援（岩崎代表理事・長井理事）

事業の目標

都市圏の地域課題に対して、市民や民間事業者の草の根の活動・事業をミニ SIB 的に支援することで、コレクティブインパクトを誘発しながら地域活性化を図る。

具体的な取り組み

1. 郡山市スモールスタート支援事業

7. 調査研究（長井理事）

事業の目的

データやその表現に関する技術の進歩は非常に早く、それらを扱う立場としては技術の調査や習得が必須である。法人内においても基礎調査・研究を行い、市場ニーズにいち早く応えられる体制を構築する。

ただし、できるだけ調査のための調査は行わず、実案件として稼働可能なものを取り扱う。

具体的な取り組み

1. 社会調査対応のため Web サーベイスシステムの評価を実施した。不特定多数に対する実施の場合は Google フォームで充分である。
2. Google Map の API が Ver.4.0 となり、今までの開発手法と根本から変わっている。Ver.4.0 対応の開発対応のための調査を実施した。
Ver.4.0 での地図サービス実装に成功、同様のシステム構築が可能であることがわかった。地図への描画速度が低下しているようで、コーディングの工夫が必要である。

8. 法人広報（長井理事）

事業の目的

オープンデータラボの事業や事例を知っていただき、協働の可能性を創出する。

具体的な取り組み

1. 法人・団体訪問による広報
公益財団法人パブリックリソース財団：SDGs・ESG 投資、社会的インパクトマネジメントに関する取り組みを紹介。
NPO 法人 AAR Japan：社会的インパクトマネジメントについて。NGO でありすでに実施しているかと思ったが、あまり利用されていないようであった。
2. Web サイトによる情報発信
SDGs 支援メニューに関して、マニュアルと Web サイトの構築を行った。
<https://sdgs.odl.or.jp/>

9. 県民版復興ビジョンの件（鈴木先生）

第 1 号議案 2022 年度事業報告

2023 年 8 月 25 日（金）

一般社団法人オープンデータラボ

1. 総論（長井理事）

2022 年度は国のデジタルガバメントの推進と連動した地方自治体 DX への参画模索や、自治体の SDGs 推進、データの見える化を通じた市民生活や市民活動支援に力点を置いて事業を実施した。

セミナーや講演等を通じて、弊団体の事業やその意義を理解いただくには至ったが、残念ながらこれら事業から収益獲得に結び付けることができなかった。地方の事業者や NPO が本領域にコストをかけることが難しいという状況は変わらず、福島県内においてこれらを推進するためには、これら価値に対して対価を支払うことができる顧客との接点強化や、行政と連携した事業形成の必要性を強く感じさせられた。

2. オープンデータ活用の推進（長井理事）

事業の目的

オープンデータの活用イメージをその有用性を理解いただくため、汎用的かつ戦略的に活用できるプロトタイプサービスを構築する。

また、RESAS をはじめとしたオープンデータツールを紹介する機会を設け、より身近な情報として活用いただく。

具体的な取り組み

1. 「ふくれっぷ」に代わる地図系サービスの構築

- ・ 風水害へ備えた事前情報提供や、発災時の情報提供ツールとして活用を模索する。
プロトタイプを構築し、県内各地へ展開する。
➤ 今年度は地図系サービスの開発につながる案件の発掘に至らなかった。

2. 地域コミュニティにおける再生エネルギー活用シミュレーション

- ・ 地域コミュニティにおける再生可能エネルギー活用の可能性について、地域資源を元にシミュレートし、コミュニティ主導型の再生エネルギー推進を支援する。
再生可能エネルギー活用において、ユーザーニーズの高いオープンデータがどのようなものか、調査を行う。
➤ 取り組みは実施に至らなかった。

3. オープンデータ活用の推進

- ・ 福島市のへの提言に基づいた市場調査の実施と分析。
中小企業家同友会並びに、福島市中小企業振興会議に働きかけ、現在参画の余地が全くない市場調査業務を福島大学と共同で実施できる体制を構築する。
 - 福島市中小企業振興会議でのアンケートは実施されたが、調査票の作成、集計・分析作業にかかわるには至らなかった。
- ・ オープンデータを活用する意義、その具体的な活用事例やデータ入手方法等を習得する講習会を開催する。
 - 東京都内で NGO 活動にかかわるメンバーに対して、地域経済循環と RESAS の講習会を実施した。また、中小企業家同友会福島支部政策委員会内で福島県・福島市の産業構成についてレクチャーを実施した。残念ながら、本件は収益を得るに至らなかった。

3. 地域 IT リテラシの向上（長井理事）

事業の目的

行政サービスが IT を活用して提供されることが当たり前になってきている。IT サービスの活用能力如何で、社会に生きる人々が不利益を被ることがある中で、多くの方々の IT リテラシ向上が必要である。これを産官学民の知見を以って向上を目指す。

また、ODL が取り組んでいるデータドリブンの意思決定実現にもこの取り組みは有効であると考える。

具体的な取り組み

1. 福島市版デジタルエバンジェリスト（デジタルチャンピオン）制度の確立
（行政サービスの IT 化を核とした市民情報リテラシ向上、システム構築への産官学民協働のための提言提出）
 - ・ 福島市政策調整部デジタル改革室デジタル推進課の主業務として定着しており、地域の公民館などを活用しながらデジタル活用力の底上げに取り組んでいる。
ODL としてこのプログラムに参画することはできなかった。

4. SDGs、社会的インパクトマネジメント支援（岩崎代表理事・長井理事）

事業の目的

民間企業や、非営利活動団体の社会的事業の可視化を通じ、事業推進・改善、地域ステークホルダー連携を実現し、事業の持続化を支援する。

具体的な取り組み

1. 休眠預金活用の評価業務

- ・ 昨年度に引き続き、資金分配団体、事業実施団体に対する評価業務受託を受け付ける。ただし、積極的な営業活動は行わない。
 - 休眠預金並びに非営利団体の事業評価に関する案件の引き合いは特になく、積極的な営業も行わなかったため、本事業の取り組みはなかった。
 - 県外で NPO の事業評価をコーディネートする人材と連携して、研修や啓発活動を実施することを通じ、評価導入やデータ活用をする潜在顧客の掘り起こし・案件形成に繋げる。

2. 2030 年 SDGs 実現に向けた支援

- ・ 中小企業の SDGs 推進
 - PR 用媒体の作成を行い、配布している。地元中小企業での SDGs までコミットメントしている企業は少なく、CSR 活動により地域支援が主であった。しかし、SDGs に関する相談が可能な企業がいくつか見つかっているため、今後の案件化につなげていきたい。
- ・ 金融機関と連携した SDGs 推進
 - ESG 案件での連携を推進することはできなかった。自治体連携など、もう少し軽い案件での評価実績を金融機関に見せる必要がある。
- ・ 自治体と連携した SDGs 推進
 - 三井住友海上、福島信用金庫との連携で進めている桑折町の SDGs 認証制度を進めており、2022 年度の町民会議でパネリストを担当した。以後、地域認証が進んでおらず、評価にもフェーズが進んでいないため、ODL としてかわる余地を作れていない状況。
 - SDGs 採択自治体との連携事業の創出を行う。特に福島市と郡山市。福島市は政策調整部が窓口となっており、三井住友海上と共同で進めているが、市の本年度予算にほとんど計上されていないなど、今年度の力の入れ下について疑問を感じている。
 - 福島県のふくしま SDGs プラットフォームに参画した。

5. 非営利活動団体支援（長井理事）

事業の目的

復興資金が減少する中、非営利活動団体が自立・持続的な運営が行えるよう、法人の内部、外部要因から事業上の最重要課題を明らかにし、解決手法をともに考える。

また、単独では実施が困難な調査や分析等の支援を行う。

具体的な取り組み

1. 社会調査支援

- ・ 社会調査案件の実施には至らなかった。
実績を広め、オーダーいただけるように営業活動が続けていきたい。

6. 地域の担い手育成支援（岩崎代表理事・長井理事）

事業の目標

都市圏の地域課題に対して、市民や民間事業者の草の根の活動・事業をミニ SIB 的に支援することで、コレクティブインパクトを誘発しながら地域活性化を図る。

具体的な取り組み

1. 郡山市スモールスタート支援事業

- ・ 郡山市政策開発課による、こおりやま広域圏の住民、企業、団体等が地域課題を解決する取り組みを支援する事業。2022 年度の事業をオープンデータラボで受託（2020 年度に続き、ODL で 3 回目の受託）。今年度は 19 件の取組を採択し、伴走型で相談対応、取組を発展させる計画の作成支援、経費の一部支援を実施中（2023 年 3 月末まで）。

2. こおりやま広域圏における伝統文化等地域資源持続化支援事業

- ・ 郡山市国策課による、こおりやま広域圏の伝統文化や特産品の担い手団体・事業者の取組の持続可能性を高める支援をする事業。2022 年度の事業をオープンデータラボで受託（2021 年度に続き、ODL で 2 回目の受託）。今年度は広域圏内各地の伝統文化の担い手にアンケート及びヒアリング調査を行い、担い手同士の交流の場や地域資源を活用したい事業者とのマッチングの機会づくりを実施している（2023 年 3 月末まで）。

7. 調査研究（長井理事）

事業の目的

データやその表現に関する技術の進歩は非常に早く、それらを扱う立場としては技術の調査や習得が必須である。法人内においても基礎調査・研究を行い、市場ニーズにいち早く応えられる体制を構築する。

ただし、できるだけ調査のための調査は行わず、実案件として稼働可能なものを取り扱う。

具体的な取り組み

1. ブロックチェーン・Web3 技術

- ・ 実装まではいかなかったが、様々な事例についてトレースを進めている。

2. AI 技術

- ・ Open AI の ChatGPT の利用しやすさが注目され、AI 活用が一気に広がる 1 年となった。桜の聖母短期大学のイベント「生涯学習のつどい」にて講師を担当。

8. 法人広報（長井理事）

事業の目的

オープンデータラボの事業や事例を知っていただき、協働の可能性を創出する。

具体的な取り組み

1. 法人・団体訪問による広報

ふくしま地域活動団体サポートセンター

NPO と民間企業の事業マッチングイベントにて、ODL の取り組みを紹介。民間企業には SDGs 推進、NPO には事業評価で営業を行ったが、ニーズと価格がマッチングしなかった。

2. Web サイトによる情報発信

情報更新が十分になされなかった。

9. 県民版復興ビジョンの件（鈴木先生）

第 3 号議案 2023 年度事業報告

2023 年 8 月 25 日（金）

一般社団法人オープンデータラボ

1. 総論（長井理事）

2023 年度は、東京都をはじめとする福島県外からのニーズの増加を受け、県外への PR 活動を強化し、インパクトマネジメントやデータ活用の推進に注力した。

特に、AI 技術の活用による社会課題の解決を目指し、モデルの構築と普及に取り組んだ。しかし、SDGs の推進については、企業が Co2 排出量の測定以上のインパクトを重視せず、広範な理解を得るには至らなかった。また、評価や調査に対してコストを払う文化が薄いため、広報可能なモデルとして事業を行い、認知度を高めることに取り組んだ。

さらに、助成金申請に取り組んだものの、採択されない状況が続き、資金確保が課題となっている。これらの取り組みが売上に直結するには至らず、収益面での課題が依然として大きい。特に、売上につながらない活動が多く、法人として持続可能な成長を遂げるためには、自主事業の確立が急務であると強く感じた。また、限られた資源を効果的に活用するため、事業の選択と集中が必要不可欠であることも再認識した。

こうした状況を踏まえ、今後は補助金と連携した案件形成や、行政との協力による事業推進を一層強化し、確実に収益につながる事業モデルの構築を目指す必要がある。

2. オープンデータ活用の推進（長井理事）

事業の目的

オープンデータの活用イメージをその有用性を理解いただくため、汎用的かつ戦略的に活用できるプロトタイプサービスを構築する。

また、RESAS をはじめとしたオープンデータツールを紹介する機会を設け、より身近な情報として活用いただく。

具体的な取り組み

1. 「ふくれっぷ」に代わる GIS 系サービスの構築

- ・ 風水害へ備えた事前情報提供や、発災時の情報提供ツールとして活用を模索する。
プロトタイプを構築し、県内各地へ展開する。
 - 今年度は GIS 系サービスの開発案件に至らなかった。今後、福島県災害支援ネットワークとの連携等で本案件の発掘を行う。

2. 地域コミュニティにおける再生エネルギー活用シミュレーション

- ・ 地域コミュニティにおける再生可能エネルギー活用の可能性について、地域資源

を元にシミュレートし、コミュニティ主導型の再生エネルギー推進を支援する。
再生可能エネルギー活用において、ユーザーニーズの高いオープンデータがどのようなものか、調査を行う。

- 環境省や資源エネルギー庁が地域のエネルギーパフォーマンスやその活用度合いを可視化するツールを開発しており、これらが拡充することで本目的はある程度達せられるのではないかと考えている。よって、今後も事業からはいったん外す。

Japan Energy Database エネルギーマップ-エネルギー自給率

<https://energy-sustainability.jp/>

3. オープンデータ活用の推進

- ・ オープンデータを活用する意義、その具体的な活用事例やデータ入手方法等を習得する講習会を開催する。
- ・ 社会調査や分析を通じて、価値あるオープンデータの公開を進める。
 - 東京都内で RESAS や地域経済循環に関する研修を実施。地域課題をお金の流れから把握する取り組みを実施した。現状、レクチャー内容の個別性が高く、実施コストに対する収益が少ないことが問題である。

4. 町村議会議事データの公開

- ・ 多くの自治体において議会報告はなされているものの、これらデータは検索性が低く、カテゴライズもなされていない状況である。
- ・ これらデータの検索性を高めて参照可能にすることを通じて、議会活動の質向上や地方政治への関心をたかめる。
- ・ さしあたり、東日本大震災の影響が甚大で合った地域をターゲットにプロトタイプ版データベースの構築を進めていきたい。
議事録データの帰属について確認、プロジェクト推進における課題を把握するため、福島大学行政社会学類 西田教授並びに、福島県町村会事務局に事前打診を行う。
- ・ 併せて、マネタイズの方法やローコストなデータ化手法についても検討を行う。
 - 今年度は本案件を進めることができなかった。2024 年度に助成金を活用して事業を実施する。

2. 地域 IT リテラシの向上（長井理事）

事業の目的

行政サービスが IT を活用して提供されることが当たり前になってきている。IT サービスの活用能力如何で、社会に生きる人々が不利益を被ることがある中で、多くの方々の IT リテラシ向上が必要である。これを産官学民の知見を以って向上を目指す。

また、ODL が取り組んでいるデータドリブンの意思決定実現にもこの取り組みは有効であ

と考える。

具体的な取り組み

1. 「ふくしまデジタル推進協議会・デジタル推進者会議」への参画

- ・ 市、団体、企業、大学等が一体となって、各分野及び地域全体のデジタル化を推進し、これを活用できるようにすることによって、市民一人ひとりがデジタル化の便利さや豊かさを実感できる社会を実現することを目的とする取り組みである。本スキームへの参画を打診している。（なお、2023 年度は会議がまだ実施されていない模様）
- 2023 年中はデジタル推進会議の開催は無かったが、2024 年に初回会合が実施された。長井理事は本会議へ参画することとなったが、オープンデータラボとしてではなく、中小企業家同友会福島支部政策委員長の立場として参画することとなった。2024 年 2 月には市内中小企業のデジタル化推進に資する提言を、福島市長に提出している。

3. SDGs、社会的インパクトマネジメント支援（岩崎代表理事・長井理事）

事業の目的

民間企業や、非営利活動団体の社会的事業の可視化を通じ、事業推進・改善、地域ステークホルダー連携を実現し、事業の持続化を支援する。

具体的な取り組み

1. 休眠預金活用の評価業務

- ・ 昨年度に引き続き、資金分配団体、事業実施団体に対する評価業務受託を受け付ける。
- 休眠預金を活用した事業を担うポジションとして、活動支援団体*1 が新たに加わった。子ども若者支援をテーマに活動支援団体として休眠預金へのエントリーを実施したが、残念ながら採択に至らなかった。

*1 活動支援団体は、JANPIA からの助成を受けて、[民間公益活動の担い手または、将来的に担い手を目指す団体（支援対象団体）] に対して、当該団体が抱える事業実施や組織運営に係る課題の解決を目的に、専門的なアドバイスや支援を行う団体を指します。

- 事業評価の自主学習組織である「ねこゼミ」内において、以前実施した子ども食堂の事業評価に関する報告を行った。

1. 2030 年 SDGs 実現に向けた支援

- ・ 中小企業の SDGs 推進
 - SDGs プラットフォームへの ODL 事業の情報提供は継続して実施したが、SDGs の取り組みに対するインパクト評価という考えが普及しておらず、企業との連携には至らなかった。
- ・ 金融機関と連携した SDGs 推進
 - 関係を継続している福島信用金庫とは、理事等と話し合いの機会を設けてきたが、取り組み方が定まらない状況。新たな金融機関発掘には取り組むことができなかった。
- ・ 自治体と連携した SDGs 推進
 - 桑折町への SDGs 企業認証について、福島信用金庫と三井住友海上火災保険と共同で実施してきた。しかし、取り組みに対するそれぞれのメリットが見いだせない状況かつ、三井住友海上火災の担当者異動に伴い、事実上停止状態となっている。一方、株式会社いちい、株式会社こんの等民間企業と、一般社団法人 CARNIVAL WORKS ではペットボトル回収でたまる地域通貨システム実現に向けて動いており、その動きも注視していく。

4. 非営利活動団体支援（岩崎代表理事・長井理事）

事業の目的

復興資金が減少する中、非営利活動団体が自立・持続的な運営が行えるよう、法人の内部、外部要因から事業上の最重要課題を明らかにし、解決手法をともに考える。

また、単独では実施が困難な調査や分析等の支援を行う。

具体的な取り組み

1. 社会調査支援

- ・ NPO が課題に取り組む前に現状を把握すること、またその結果としてどのような社会的変容があったか、測定することには大きな意義がある。NPO への営業を継続実施していく。
- ・ 福島市中小企業振興会議のアンケート、手法として問題を感じている（仮説なし、回答後のフィードバックなし、分析なし、回答者へのベネフィットなし、市政への反映不明）。何とか協働して実施できるように持ち込む。
 - 引き続き福島市中小企業振興会議のメンバーとしてかかわる。振興プログラムに対する社会的インパクトを測定する取り組みは、福島市に提出した提言書を通じて実施する旨連絡があった。取り組み方について協働に検討・実施していく。
- ・ 郡山市青少年ホーム運営に関する社会調査の実施。

- 今年度は一般社団法人福島県訪問看護連絡協議会の訪問看護ハラスメントの実態に関する調査と、福島県中小企業家同友会の企業景況調査を実施した。双方とも協力とのことで PR とはなかったが、対価を得ることができなかった。

5. 地域の担い手育成支援（岩崎代表理事・長井理事）

事業の目標

都市圏の地域課題に対して、市民や民間事業者の草の根の活動・事業をミニ SIB 的に支援することで、コレクティブインパクトを誘発しながら地域活性化を図る。

具体的な取り組み

1. 郡山市スモールスタート支援事業：2022 年度まで計 3 回（2019 年度、2020 年度、2022 年度）郡山市のスモールスタート支援プラットフォーム構築事業を受託して実施してきたが、今年度は本事業を受託した特定非営利活動法人コースターを支援する形で事業に関わる。当団体では主に、ウェブ環境の提供と継続採択者のアフターフォローを行う。
2. こおりやま広域圏における伝統文化等地域資源持続化支援事業の 2023 年度（3 年計画最終年）の受託及び、支援先団体等からの案件形成を目指す。本年度は、支援対象の文化団体の情報発信や営利企業とのマッチングイベントを実施する。

6. 調査研究（長井）

事業の目的

データやその表現に関する技術の進歩は非常に早く、それらを扱う立場としては技術の調査や習得が必須である。法人内においても基礎調査・研究を行い、市場ニーズにいち早く応えられる体制を構築する。

ただし、できるだけ調査のための調査は行わず、実案件として稼働可能なものを取り扱う。

具体的な取り組み

1. AI エンジンの調査を継続して実施する。課題に合わせたカスタマイズ開発（AI エンジンは既存のものを利用する）ができる体制を目指す。
また、AI に関する講演ニーズは多いため、それらに対応していくとともに、ODL のプロモーションも実施する。
→今年度も 2 度、福島市産官学連携プラットフォームの生涯学習事業において、ChatGPT 活用に関する講演会を 2 度実施した。普段ニュースで目にする AI について、実体験を踏まえて体験いただき、非常に満足度が高いものになったと考える。
→AI の強化学習や Fine-tuning を非営利活動に簡単に使用できるシステム構築のため、「福島市市民活動活性化支援事業補助金」にエントリーしたが、残念ながら採択には至

らなかった。

7. 法人広報（長井）

事業の目的

オープンデータラボの事業や事例を知っていただき、協働の可能性を創出する。

具体的な取り組み

1. Web サイトによる情報発信

四半期に一つを目途に、独自分析記事の掲載を目指す。

→お知らせによる PR は行えたが、独自研究記事を掲載するには至らなかった。